

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金

《申請のご案内》

新型コロナウイルス感染症拡大の防止に取り組む公共交通事業者を支援するとともに、市民が安心して公共交通を利用できるよう車内の衛生的な環境を確保するため、公共交通事業者の皆様に対して補助金を交付する制度を創設いたしました。

【申請受付期間】

令和2年10月1日から令和3年3月1日まで

【申請方法】

申請書類一式を次のとおり提出してください。

■窓口での受付

鎌倉市役所本庁舎2階交通政策課までご持参ください。

(受付時間) 土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

■郵送による受付

次の宛先まで郵送してください。

(宛先) 〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市役所交通政策課

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【申請書類の入手方法】

「鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金申請書(第1号様式)」、「事業計画書」及び「収支予算書」の雛型は、市ホームページ及び交通政策課窓口にて配布しています。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koutsu/koukyoukoutuushienhojo.html>

【申請書の添付書類】

申請書を提出していただく際には、事業者様の区分に応じて以下の書類を添付してください(写しでも可)。

■路線バス事業者

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 営業所の所在を確認できる書類
4. 営業所で保有する路線バスの車両数を確認できる書類
5. 市内を運行する路線を有することを確認できる書類

■タクシー事業者

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 営業所の所在を確認できる書類
4. 営業所で保有するタクシーの車両数を確認できる書類
5. 市内を営業区域としていることを確認できる書類

■鉄道事業者

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 保有する旅客用鉄道車両の車両数を確認できる書類
4. 事業の用に供する鉄道線路の過半数が鎌倉市内に敷設されていることを確認できる書類

☆ 補助金の概要

1 補助金の対象者

以下の事業者様が補助金の対象者です。

■路線バス事業者

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業し、市内に営業所を有し、市内を運行する路線がある事業者

■タクシー事業者

道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業し、市内に営業所を有し、市内を営業区域としている事業者

■鉄道事業者

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種鉄道事業者のうち、同事業者が保有する鉄道線路の過半数が鎌倉市内に敷設されている事業者

2 補助金の対象となる事業

補助金の対象となる事業は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 1 日までの間に実施する新型コロナウイルス感染症拡大の防止に資する物品の購入及び作業（補助金を申請なさる事業者様が外部に委託して経費を支出した作業に限ります。）を行う事業です。

3 補助金の額

補助金の額は、補助金の対象となる事業の実施に要した経費です。

なお、次のとおり、事業者様の区分に応じて定めた額を補助金の上限額とさせていただきます。

■路線バス事業者

令和 2 年 10 月 1 日現在において市内の営業所で保有する路線バス車両数に 20,000 円を乗じて得た額

■タクシー事業者

令和 2 年 10 月 1 日現在において市内の営業所で保有するタクシー車両数に 10,000 円を乗じて得た額

■鉄道事業者

令和 2 年 10 月 1 日現在において保有する旅客用鉄道車両数に 20,000 円を乗じて得た額

☆ 補助金交付のおおまかな流れ

① 申請書の提出

補助金の交付を申請される事業者様は、令和3年3月1日までに（当日消印有効）、添付書類を添えて「鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金申請書（第1号様式）」をご提出いただきます。

② 交付額の決定

ご提出いただいた申請書及び添付書類をもって審査のうえ、交付額を決定し、「鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）」にて通知します。

③ 補助金の交付

補助金交付決定を行った後、指定口座に補助金を入金させていただきます。

④ 実績の報告

補助金の交付を受けた事業者様は、令和3年3月25日までに（当日必着）、添付書類を添えて「鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業実績報告書（第5号様式）」をご提出ください。

⑤ 補助金の額の確定

ご提出いただいた実績報告書及び添付書類の内容を審査し、必要に応じて調査等を行ったうえで、交付する補助金の額を確定し、「鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金額確定通知書（第6号様式）」にて通知いたします。

※交付された補助金の額と、実績報告に基づいて確定した補助金の額が同額の場合は、この補助金額確定の通知で補助金の交付に係る手続きはすべて終了です。万が一、実績報告に基づいて確定した補助金よりも交付された補助金の額が多かった場合、その超える額を返還させていただきます。

申請に関するお問い合わせ先

鎌倉市共創計画部交通政策課

電話 0467-23-3000 内線 2511